

平成29年度（2017年度）債権管理課への移管債権の滞納整理状況

移管債権名（債権所管室課名）：国民健康保険料（健康医療部国民健康保険室）

処理内容	対象者数	項目	調定額 ※1	既徴収済額 ※2	既不納欠損額 ※3	移管債権			徴収率 [(オ+ク)/エ]	
						債権額 [エーオーカ]	徴収額			収入未済額 [キーク]
							(うち、配当額)			
1 移管決定者	19人	現年度	4,780,510円	0円	0円	4,780,510円	3,122,841円	(292,973円)	1,657,669円	65.3%
		滞納分	19,867,221円	6,027円	3,732,590円	16,128,604円	10,540,908円	(3,080,918円)	5,587,696円	53.1%
		計	24,647,731円	6,027円	3,732,590円	20,909,114円	13,663,749円	(3,373,891円)	7,245,365円	55.5%
2 滞納処分実施分	18人	現年度	4,303,120円	0円	0円	4,303,120円	2,674,121円	(292,973円)	1,628,999円	62.1%
		滞納分	18,338,211円	6,027円	3,013,480円	15,318,704円	10,540,908円	(3,080,918円)	4,777,796円	57.5%
		計	22,641,331円	6,027円	3,013,480円	19,621,824円	13,215,029円	(3,373,891円)	6,406,795円	58.4%
3 完納	9人	現年度	2,609,150円	0円	0円	2,609,150円	2,609,150円	(275,932円)	0円	100.0%
		滞納分	9,882,470円	0円	639,320円	9,243,150円	9,243,150円	(2,182,670円)	0円	93.5%
		計	12,491,620円	0円	639,320円	11,852,300円	11,852,300円	(2,458,602円)	0円	94.9%
4 分納・納付約束	3人	現年度	466,130円	0円	0円	466,130円	47,930円	(0円)	418,200円	10.3%
		滞納分	2,572,890円	0円	1,597,990円	974,900円	399,510円	(0円)	575,390円	15.5%
		計	3,039,020円	0円	1,597,990円	1,441,030円	447,440円	(0円)	993,590円	14.7%
5 連絡無し	6人	現年度	1,227,840円	0円	0円	1,227,840円	17,041円	(17,041円)	1,210,799円	1.4%
		滞納分	5,882,851円	6,027円	776,170円	5,100,654円	898,248円	(898,248円)	4,202,406円	15.4%
		計	7,110,691円	6,027円	776,170円	6,328,494円	915,289円	(915,289円)	5,413,205円	13.0%
6 滞納処分未実施分	1人	現年度	477,390円	0円	0円	477,390円	448,720円	(0円)	28,670円	94.0%
		滞納分	1,529,010円	0円	719,110円	809,900円	0円	(0円)	809,900円	0.0%
		計	2,006,400円	0円	719,110円	1,287,290円	448,720円	(0円)	838,570円	22.4%
7 完納	0人	現年度	0円	0円	0円	0円	0円	(0円)	0円	0.0%
		滞納分	0円	0円	0円	0円	0円	(0円)	0円	0.0%
		計	0円	0円	0円	0円	0円	(0円)	0円	0.0%
8 分納・納付約束	1人	現年度	477,390円	0円	0円	477,390円	448,720円	(0円)	28,670円	94.0%
		滞納分	1,529,010円	0円	719,110円	809,900円	0円	(0円)	809,900円	0.0%
		計	2,006,400円	0円	719,110円	1,287,290円	448,720円	(0円)	838,570円	22.4%
9 連絡無し	0人	現年度	0円	0円	0円	0円	0円	(0円)	0円	0.0%
		滞納分	0円	0円	0円	0円	0円	(0円)	0円	0.0%
		計	0円	0円	0円	0円	0円	(0円)	0円	0.0%

※1 調定額は、督促手数料を除く金額です。

※2 既徴収済額は、債権管理課への移管前に国民健康保険室で既に徴収した金額です。

※3 既不納欠損額は、移管決定した時点で既に時効が完成していた金額です。